

鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

招集年月日	令和4年7月26日(火) 午前10時00分から
招集場所	倉吉市上井町1丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉「ケンジントン&チェルシー」
出席会員	深澤会員 伊木会員(森次長) 広田会員(東本部長) 伊達会員(渡辺部長) 長戸会員(書面) 上川会員 金児会員 吉田会員 松浦会員 宮脇会員(吉川副町長) 福本会員 手嶋会員 中田会員 竹口会員 陶山会員 森安会員 中村会員 塚田会員 白石会員 清水会員(谷口参与) 平井会員(中西部長)
欠席会員	なし
来賓	なし
事務局出席者	小倉常務理事 高橋事務局長 田渕総務課長 入江審査課長 坂本事業推進課長 石本総務課課長補佐 入江総務担当係長 大先総務担当主任主事 吉田総務担当主任主事
会議の記録者	入江総務担当係長
日程	1. 開会 2. 理事長挨拶 3. 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰 4. 被表彰者謝辞 5. 議長選任 6. 議事録署名会員選任 7. 議案審議 8. 協議・報告事項 9. 閉会
報告事項	報告第1号 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長の互選について 報告第2号 鳥取県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部改正について 報告第3号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第1回)の専決処分について 報告第4号 鳥取県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規則の一部改正について
議決事項	議案第1号 令和3年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について 議案第2号 令和3年度鳥取県国民健康保険団体連合会決算の認定について 議案第3号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第2回)について 議案第4号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(第1回)について ○業務勘定 ○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

○抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第5号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

議案第6号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

○公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

議案第7号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

開 会

田淵総務課長 午前10時00分、開会を告げる。

定刻になりましたので、ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会を開会させていただきます。

まず、本日の出席者数を報告いたします。本会の総会会議規則第6条で、会議は会員の定数の半数以上のものの出席で開くことができる旨定められておりますが、本日は会員21名中、本人出席14名、代理出席6名、欠席委任状1名ですので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たり、深澤理事長がご挨拶申し上げます。

理事長挨拶

深澤理事長 先般の理事会でご指名をいただきまして、理事長に就任をさせていただくこととなりました。皆さんと一緒にこの国保連合会の運営にしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。また、日頃より本会の運営に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜っておりまして、改めまして感謝を申し上げます。次第でございます。

また、本日、長年のご功績によりまして表彰をお受けになられます皆様に、心より祝い申し上げます。このように思います。

さて、国におきましては、6月7日に経済財政運営等改革の基本方針2022、いわゆる骨太方針を閣議決定されまして、その中で、全世代型社会保障の構築に向けまして、被用者保険の適用拡大、また、DX化の促進によります技術革新を通じたデータヘルス改革の工程表にのっとり改革の着実な実行等がうたわれているところでありまして、国保連合会を取り巻く環境も大きく変わっていきこうとしているところであります。

国保連合会におきましては、現在、こういった状況の変化や保険者の期待に応えるべく、様々な課題に取り組んでおりまして、中長期的な視野に立って、「国保連合会・国保中央会の目指す方向2022」、仮称であります。これを年明け2月頃にも取りまとめるべく作業を進めているところであります。

本会は、国や「目指す方向2022」の取組の方向性等も見ながら、保険者

の皆様への期待に応えるべく重点的に取り組んできているところでございます。これまで多くの取組を進めてきているところであります。また、今年度もクラウド移行に対応できる基盤となるような取組、それから、健康医療データを活用した保険活動への展開等が可能となるようなアプリ開発。それから、子ども・子育て支援制度やデジタル化後の予防接種業務などについて、中央会と連携した情報収集、また、受託に向けた検討をしていこうとしているところでございます。

このように、様々な取組にこれから国保連も担っていく、役割を果たしていくということになります。皆様と共にしっかりと保険者のニーズに応えていけるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

本日の総会におきましては、この後、長年のご功績によりまして表彰をお受けになれる皆様に表彰状をお贈りさせていただきました後に、規則の一部改正、また、昨年度の事業、決算、本年度の補正予算等々、ご審議をいただく予定としております。皆様方のご協力とご審議のほど、よろしくお祈りを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお祈り申し上げます。（拍手）

田淵総務課長 ここで、会議に先立ちまして、国保連合会理事長表彰を行いたいと存じます。

準備が整いますまで、少しお待ちください。

お待ちいたしました。ただいまから国保連合会理事長表彰を行います。

この表彰は、国保連合会表彰規則に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等の運営にそれぞれの立場でご尽力いただき、功績のありました団体及び個人の方々を本会理事長表彰とさせていただきますのでございます。

お手元にお配りしています被表彰者名簿に沿って進めさせていただきますので、お名前を読み上げましたら、恐れ入りますが、その場にてご起立をお願いいたします。

表彰式

団体の部	表彰規則第2条第1項第1号該当者	1名
個人の部	〃 第1項第2号該当者	1名
	〃 第1項第3号該当者	なし
	〃 第1項第4号該当者	9名
	〃 第1項第5号該当者	4名
	〃 第1項第6号該当者	なし

田淵総務課長 表彰は以上でございます。

被表彰者謝辞

田淵総務課長 それでは、表彰を受けられた方々を代表いたしまして、日野町、埴田町長様から謝辞がございます。

埴田会員 令和4年度の総会の席上、団体1、そして、個人14の表彰を受けさせていただきました。心から御礼申し上げます。日頃の国民健康保険であるとか、後期高齢者医療であるとか、介護保険、そういったものに対する行動とか業績を評価していただいて受賞させていただいたと思います。受賞者を代

表いたしまして、心から御礼申し上げます。

翻って、やはり国民健康保険の状況は本当に年齢構成が高くなる、それに伴って医療費も増嵩してくる非常に厳しい状況がもろもろあると思います。あわせて、現在、コロナの関係で感染拡大が非常に広がっております。そういった中で、私どもは被保険者であったり、市民、町民、村民の生命をしっかりと守っていく、そういった決意を新たにしたところでございます。今後とも一生懸命いろんなことに尽くしてまいりたいと思いますので、関係の皆様のご尽力、そして、ご指導、アドバイスをいただければと思います。

簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

田淵総務課長 ありがとうございます。

以上をもちまして、表彰式を終了いたします。

引き続き通常総会に入らせていただきますが、会場整理を行います間、しばらくお待ちください。なお、被表彰者の皆様はお席にお戻りください。

田淵総務課長 お待たせいたしました。総会を再開いたします。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議長の選任でございますが、総会会議規則第3条に、議長は会議の都度、出席会員の中から選任する、選任されるまでは理事長が仮議長となる旨が定められておりますので、深澤理事長に仮議長をお願いいたします。

仮議長 それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますことといたします。

議長の選任方法についてお諮りをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、私のほうにご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

会員 異議なし。

仮議長 特にご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきますと思います。それでは、私のほうから指名をさせていただきますと思います。

智頭町の金児町長様にお願いをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長 ただいま議長に選任されました智頭町の金児でございます。ご指名ということでありますので、議長を務めさせていただきたいと思いますが。会員の皆様におかれましてはご協力いただきまして、議事を円滑に進めてまいりたいと思いますのでどうかよろしく申し上げます。

議長 それでは、早速ですが、議事録署名会員の選任についてであります。総会会議規則28条に、議長が指名する旨が定められておりますので、指名をさせていただきますと思います。

北栄町の手嶋町長、そして、日南町の中村町長のお二人をお願いしたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

議長 それでは、続きまして議案審議に入りますが、事務局は説明に当たっ

議長選任

議事録署名会員選任

議案審議

て、簡潔に丁寧に要領のよい説明をしていただきたいと思います。

では、報告事項ですが、5月6日の理事会で議決された3件と7月11日の理事会で議決された1件について、一括して議題とします。

事務局は、報告第1号、国保連合会理事長の互選についてから、報告第4号、国保連合会職員の育児休業等に関する規則の一部改正についてまでを、一括して説明をしてください。

高橋事務局長 事務局長を4月から拝命しております高橋と申します。

それでは、お手元の総会説明資料でご説明をさせていただきたいと思いますので、ご覧ください。なお、報告第1号から3号までは5月6日開催の理事会、第4号につきましては7月11日開催の理事会での議決ということでございます。あらかじめご承知ください。

それでは、1ページ、報告第1号、連合会理事長の互選についてでございます。最新の役員名簿がページ中ほどからになりますので、併せてご確認をいただけたらと思います。令和4年4月10日付で、石田前理事長が倉吉市長の任期満了をもって辞任されたことを受けまして、5月6日の日に理事会を招集し互選が行われ、新しい理事長に深澤鳥取市長様をご選任されたところでございます。

2ページ、報告第2号、連合会職員給与規則の一部改正についてでございます。これは、昨年の国の人事院勧告に基づく期末手当の支給率に関する給与法の改正が、冬のボーナスの支給の基準日であります12月1日に間に合わず遅れていたものが、今年4月6日に給与法が改正され、同月13日に公布されたことに対応したものでございます。

報告第3号、令和4年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1回）の専決処分についてでございます。保険者協議会モデル事業として、県保険者協議会が大山町内での実施を目指し厚生労働省に応募していた事業が、去る4月15日に厚生労働省から事業採択され、6月から事業実施しようとしたことによるものでございます。

事業概要につきましては、続く、3ページから4ページにお示ししております。地域コミュニティにおける日常生活を軸としつつ、地域で活動する看護師、かかりつけ医、あと、地域の連携役のスキルを持つ町民の皆様方、いわゆるリンクワーカーによる「地域のおせっかい人」をかけ橋として、住民の予防健康づくりや社会生活面の課題解消を目的といたしまして、持続可能となる仕組みづくりに向けた取組でございます。後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、5ページ、報告第4号、連合会職員の育児休業等に関する規則の一部改正でございます。これは出産育児による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児とを両立できるようにするため改正された、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和3年6月に公布され、令和4年4月から令和5年4月までの3段階で施行されます。いわゆる産後パパ育休の創設と育児休業の分割取得に関する部分が、今年

議 決 事 項

の10月1日から施行されるため、本会の規則の一部を改正したものでございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいま事務局から報告事項について説明がありました。

いずれも既に理事会で決定なされているものでありますけれども、ご質問等があれば。

質疑がないようですので、このとおり承認することに異議はありませんか。

会員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第4号までの報告事項については、原案のとおり承認することと決定します。

議長 続いて、議決事項に入ります。

まず、第1号及び第2号議案について、令和3年度決算関係でありますので、一括して議題としてよろしいかお諮りいたします。

会員 異議なし。

議長 異議がないようでありますので、議案第1号、令和3年度国保連合会事業報告の認定についてと議案第2号、令和3年度国保連合会決算の認定についてを、一括して議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

高橋事務局長 説明資料の6ページからになります。これを用いてご説明させていただきますと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、事業報告の概要でございますが、先ほど理事長の挨拶にもございましたとおり、国保連合会を取り巻く環境は大きく変わってきております。国においては、令和2年12月に閣議決定した全世代型社会保障改革の方針について等を踏まえて、昨年6月に現役世代と高齢者世代の給付との負担の見直しや、子ども・子育て支援の拡充、生涯現役で活躍できる社会づくりを目指し、保険者が保健事業において他保険者が保有するデータの活用ができるような仕組みなどを柱とした、全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律を国会に提出し成立されたところでございます。

このような状況の中、国保連合会・国保中央会のめざす方向検討委員会が設置され、連合会・中央会の医療・保健・介護・福祉の専門機関としての位置づけなどを議論し、「国保連合会・国保中央会のめざす方向2022」、仮称ではございますが、これを年明けの2月頃までにも取りまとめることとされております。

令和3年度の本会の事業につきましては、健康づくりフェアの中止、会議のリモート化といった令和2年度同様のコロナの影響を受けながらの実施となったところではございますが、本会を取り巻く環境や期待される役割が大きく変化してきている中、令和5年度を見据えた「保険者と歩む事業推進アクションプラン」の4つの柱のPDCAサイクルを回し、保険者の共同体として、保険者、被保険者のニーズに沿った良質なサービスの提供や、透明で健全な事業運営に努めてきたところでございます。

次に、重点事業に位置づけておりましたものを中心に、特徴的な内容についてかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

6 ページ下段、(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策等に係る取組でございます。全国の連合同様、住所地外の支払事務を受託するとともに、3市4町では、住所地内支払事務も受託したということで、この地域の医療機関は全て接種費用を本会に請求すればよいということになりまして、事務の簡素化に大きく寄与したところでございます。

7 ページ、(2) 予防・健康づくりの拡充・強化でございます。令和2年7月に設立した健康・医療データ分析センターにより、専門的知見を踏まえたデータ分析実施のための、県内産学官が連携した健康・医療データ等共同分析会議を設置いたしまして、基礎分析から見える各保険者や地域特性を詳細分析し、効果的な保健事業につなげてまいりました。主な分析の実績というものは、総会議案書の22ページから26ページにかけて掲げております。後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、(3) 保険者共通事務の共同化でございます。令和3年度は、令和2年度から1保険者増の14保険者のレセプト二次点検の業務を、本会が集約、共同実施するとともに、結核・精神の特別調整交付金申請支援業務を、本会の内製に見直したことで保険者の委託費用の負担を軽減したところでございます。

8 ページ、(4) 審査支払事務の充実・高度化への対応でございます。審査支払機能に関する改革工程表に基づく、令和6年4月の次期国保総合システム更改の際のクラウド化によりまして、サーバー機器等のコスト負担が小規模県の実情に合ったものになるよう、他県の連合同様とも連携してコスト低減に取り組んでまいりました。

また、(5) 組織体制の整備と効率的な運営に記載しておりますとおり、このシステム更改に係る開発費用に必要な額の国庫補助の獲得に向け、地方6団体及び国保中央会と一体となった要請活動を行って、国の予算措置を実現させたところでございます。昨年の要望活動の際には、皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

引き続き、国保総合システムクラウド化に向けて、令和5年度の国庫補助獲得につきましても、国保中央会と連携して取り組んでまいります。また、今年の要望活動でお世話になるとも思いますけれども、引き続きよろしく申し上げます。

広報活動の強化につきましては、テレビ、ラジオ、SNSなど多様なメディアを活用し連動させることで、効率的な展開となるよう取り組んでまいりました。なお、令和4年度に向けて職員定数も1名減とたところでございます。事業報告については以上になります。

議案第2号、令和3年度鳥取県国民健康保険団体連合会の決算についてのご説明に移らせていただきます。9ページ、令和3年度一般会計及び特別会計決算の概要でございます。

1の支払勘定を除いた一般会計及び特別会計決算額は、歳入総額15億463万4,000円に対しまして、歳出総額13億2,062万4,000円となっております。前年度から歳入歳出ともに50億円程度の減少となっておりますが、これは主に新型コロナ緊急包括支援事業の終了により歳入歳出規模が縮小したもので、新型コロナ関連事業を除いた部分での前年度比較は、歳入で6,300万程度、歳出で1億1,000万弱の増となっております。

歳入増につきましては、コロナ関連の受診控えから脱却基調が見られた審査支払手数料の収入増、国保と後期の合算で対前年度プラス1%でございます。加えて、データ分析委託等の県委託金の増によるもので、歳出増は新型コロナワクチン接種費用の支払事務の受託拡大や、がん検診データの一元管理に係るシステム開発等に取り組んだことで増えたものでございます。

2の支払勘定の決算額でございます。支払勘定5つの合計で、約2,078億円で、コロナ関連の受診控えからの脱却基調が見られたことにより、63億円余りの増、率にしてプラス3.2%となったところでございます。

3、積立金等の残高につきまして、退職者が定年退職1名の想定であったところ、中途退職者3名があったことによる増によりまして、退職給付引当資産は3,100万円ばかり減少しましたが、減価償却引当資産及びICT高度化積立資産は、機器更改の実施や今後の国保総合システムのクラウド化に備え、経費節減等を行いながら計画的に合わせて1億8,000万余りの積み増しができたところでございます。

10ページ、令和3年度診療報酬等の収入についてでございます。まず、審査手数料収入についてでございます。国保、後期高齢、介護の3つともに昨年度対比1.0を上回っており、全体的に見れば受診控えからの脱却基調が見られるところでございます。しかし、介護以外は、令和元年度水準にはまだ戻っておりません。また、後期高齢については1.001とほぼ横ばいで、被保険者数の伸び1.007を下回っていることから、いまだ受診控えがうかがえるような状況が続いておるところでございます。令和元年度から3年度までの審査手数料と診療報酬の推移は、ページ中ほどに棒グラフでお示ししておりますので、後ほど確認いただければと思います。総会議案書35ページにも表で示しておりますが、診療報酬審査状況で国保と後期高齢の合計決定件数は約452万件で、前年度対比101.2%で増となっております。件数として国保は令和2年度と比べて微増ですが、令和元年度比では若干少なくなっているところでございます。後期高齢は令和2年度とほぼ同水準で、令和元年度比では若干少なくなっております。被保険者は、国保は対前年度若干減、後期高齢は対前年若干増という動きから見ると、国保は自粛傾向からの脱却基調がうかがえますが、後期高齢はいまだ自粛傾向が続いているのではないかとと思われるところでございます。

続いて、診療報酬の状況でございます。国保、後期高齢、介護、3つとも令和2年度対比1.0を上回り、国保、後期高齢ともに令和3年度は、令和2年、令和元年度、どちらと比較しても微増でございました。国保と後期高齢は、審

査手数料の伸びをさらに上回る伸びを見せており、令和元年度よりも上回っているところがございます。

この要因としては、令和2年度の診療報酬改定で薬価が若干下がったものの診療報酬自体はプラスだったこと、あと、コロナ対応の臨時特例診療報酬やコロナ自粛に起因する疾病増の影響や1件当たりの医療費が、がんなどの疾病で増加傾向が見られていること、これは受診控えによる重症化による高騰というものを懸念するところがございます。こういったことは、総会議案書の35ページ冒頭に分析も記載しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

11ページ、支払勘定を除く事業運営費の性質別歳入の決算状況でございます。前年度は、特殊なものとしては、令和2年度限りの52億余りのコロナ慰労金・支援金支給業務に係る歳入がございました。コロナ関連業務を除いた令和2年度との比較について、増減額の主なものを上げますと、各業務勘定の手数料の増が上げられます。また、繰入金については、減価償却引当資産から2,400万円余り繰入れ減でしたが、ICT積立資産からの繰入れが3,000万円程度増えたことが大きな変動要因となっております。

12ページ、支払勘定を除く事業運営費の性質別歳出の決算状況でございます。先ほどの歳入と同様、前年度は、特殊なものとしては令和2年度限りの52億円余りのコロナ慰労金・支援金支給業務に係る歳出がございました。また、令和3年度の特徴として、退職者が想定を上回ったことから人件費の退職給付が増えた結果、人件費全体で約2,900万円弱の増となったこと。物件費において、外注委託業務を本会直営に見直したことによりまして、約2,000万円の委託費の削減が上げられるところがございます。また、対前年度の増減への寄与という面では、まだ元年水準までは戻っていませんが、支払勘定要素の主治医意見書作成料の約1,900万円の増というものも上げられるところがございます。

続いて13ページ、全会計の決算状況を1枚の縦表にまとめたものがございます。令和2年度限りの52億円余りのコロナ慰労金・支援金支給事務に係る歳入歳出の関係で、主にそれらを経理していた一般会計の前年度比が、歳入0.027、歳出0.019とかなり小さい数値になっております。おおむね令和2年のコロナ関連の受診控えからの脱却基調が見られたことで、ほとんどの勘定で対前年度1.0を超えている状況となっております。

14ページは、決算における各会計の支払勘定を除く主なものをまとめた表。15ページは、決算における支払勘定の主なものをまとめた表になります。さらに、別冊で財務諸表もお配りしております。今までご説明差し上げた決算の貸借対照表のほか、正味財産増減計算書など、令和3年度の財政状況や財産目録となりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上で私からの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明がありました。令和3年度の各会計決算につき

まして、監事による監査が行われております。

日吉津村の中田村長。監査報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中田監事 それでは、監査報告をさせていただきたいと思います。

去る6月23日、鳥取県東部庁舎会議室におきまして、長戸監事、手嶋監事、入江監事と私と監査を行いました。

結果について、報告をさせていただきたいと思います。連合会一般会計ほか特別会計につきまして、諸帳簿等関係書類と対照の上監査を行ったところ、いずれも正確に処理されていることを認めます。

なお、一部詳細、補足につきまして、入江監事のほうからご報告いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますを申し上げます。以上でございます。

入江監事 監事の入江でございます。お手元のオレンジのヘッダーがついた資料をご覧くださいませでしょうか。私のほうで、毎月、国保連合会を訪問して、月例という形で監査をさせていただいております。その結果の報告書でございます。簡単にご説明いたします。

まず、1番として、国保連合会の財政状態及び事業活動状況です。国保連合会は、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表を作成しております。それに基づいた数字がこちらようになっております。結論を申し上げますと、事業年度末の財政状態、貸借対照表、資産引く負債の正味の財産が、右側に出ております22億9,000万円余りとなっております。

続きまして、2ページ目、こちらに正味財産増減計算書を過去5年の年次比較という形で記載しております。一番右側、令和3年度収益合計が9億4,400万円余り、費用合計が8億6,400万円余り、差引き当期正味財産増減額が7,900万円余りとなっております。過去5年、去年50億円程度のコロナの関係の収支があったとか、あるいは平成29年には150億円程度となっておりますが、大体毎年9億円の収支というのが国保連合会の運営の状態かなと思います。

続きまして、2番目、収益事業課税の有無に関わる実費弁償の状況ということです。これについては、国保連合会の実施している事業の中に税務上の収益事業に該当する可能性のあるものがございまして、それが収益事業課税を受けないためには実費弁償計算というものをして、それがマイナスであれば収益事業課税を受けないという立てつけになっております。その結論が、ここにありましておりマイナスの1,035万1,704円となり、令和3年度については収益事業課税を受けることがございませんでした。

3番以降は、若干事務的な、内部的なものになりますので、説明のほうは省略させていただきます。以上です。

議長 ただいま、令和3年度事業報告及び各会計決算についての説明と監査報告がありましたが、質疑等はありませんか。

質疑はないようですので、議案第1号と議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

会員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、令和4年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第2回）についてから、議案第7号、令和4年度国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第1回）についてまで、いずれも令和4年度予算補正関連ですので、一括して議題としてよろしいかをお諮りいたします。

会員 異議なし。

高橋事務局長 17ページ、議案第3号から第7号で、一般会計、診療報酬審査支払特別会計、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、介護保険事業関係業務特別会計及び障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定で、総額8,500万円余の増額補正をお願いしたいとするものでございます。全ての業務勘定の会計につきまして、繰越金の額が確定したことに伴いまして、歳入で繰越金の増額というものと、収入増に伴いまして見込みより消費税納税額が増えたことにより、歳出で公課費、あと、それと繰越金の増額との差額を予備費のという格好での増額補正をお願いするものでございます。

続いて、18ページ、議案第4号、診療報酬審査支払特別会計については、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定におきまして、令和3年度指定公費負担医療費支出金の確定に伴いまして、令和3年度に受け入れておりました概算払いの国の交付金との差額を令和4年度に返還するために、返還金相当額の繰越金を歳入に、返還金相当額を歳出に増額すること及び抗体検査等費用に関する支払勘定におきまして、新型コロナワクチンの4回目接種に備えた額を歳入歳出ともに増額をお願いするものでございます。

議案第6号の介護保険事業関係業務特別会計の公費負担医療等に関する報酬等支払勘定につきましては、水俣病認定患者の方1名が令和3年12月から毎月県内事業所で介護サービスを利用し始められておるところでございます。このことによりまして、水俣病公費負担分の歳入歳出双方の増額をお願いするものでございます。

議案第3号から7号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議案第3号から議案第7号についての説明がありました。

質疑等はありませんか。

会員 なし。

議長 質疑はないようですので、議案第3号から議案第7号について、原案のとおり承認することに異議はありませんか。

会員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、協議・報告事項に入ります。

1、厚労省への制度改正等の要望についてから、7、後期高齢者医療広域連合と国保連合会との連携強化についてまで、一括して事務局から説明してください。

小倉常務理事 それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。別冊でお配りしております協議・報告事項をご覧いただきたいと思います。全7項目について、皆様方にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ、厚労省への制度改正等の要望についてということで、先ほど理事長のご挨拶、また、事業報告等で説明いたしましたけれども、国保中央会、連合会を取り巻く環境は物すごく今変革のときにございます。令和2年、3年と法改正がなされ、今まで基幹事業であった審査支払、それに加えて、エビデンス、データヘルス改革に基づく保健事業への大きな役割というものが今課せられているところであります。

そういったことで、国保中央会、連合会が共同して、2026を見据えたビジョンをつくろうではないかということで今作業を行っております。来年の2月までに取りまとめることにしておりますけれども、それに先駆けて今年の概算要求時までには法改正、制度改正を伴うものについては、それを厚労省に要請活動をしようということで、現在、活動を展開しているところであります。概算要求時までといたしますのは、タイムリミットになる概算要求時までには要請をし、来年の法改正につなげていくというのが趣旨です。

大きく4点の要望活動をしております。主は1点目と3点目でございます。

1点目でございますけれども、国保連合会が保健・医療・福祉業務支援の専門的機関としての法的な位置づけ、これを確固たるものにしてくれということでありまして。国保連合会は、国保連合会という名称ではございますが、国保をやり介護をやり障害をやり、そして、後期をやり、そして、今我々のほうに業務が来ようとしているのが予防接種であり子ども・子育てである。すごくウイングが広がっております。一県民から見て国保という名前が合うのかというようなことも言われているところがございます、こういった業務支援、法的な位置づけをしっかりとくれということ、それは当然名称変更も加味してということで要請をしているところであります。

これにつきまして、赤字で書いたのが厚労省の現時点での見解でございます。この改定には、国保法だけではなくていろんな法律に絡むので、少し時間をかけさせてほしいという回答が今来ております。

続いて、3点目でございますけれども、保健事業・データヘルスの充実です。医療費の適正化の取組ということで、国保連合会、健康・医療データ分析の専門機関としての法的な位置づけというものをしっかりとくれということ。そして、医療費の適正化に向けて、今、我々はデータ分析をしているのですが、KDBシステムを活用しています。その中に入っているのは、国保、後期、介護のデータなのです。社保のデータが入っていないのです。ぜひ社保のデータと連携できるようにしてもらわないと、例えば、職域保険から地域保険、国保に移ったときに、勤めていて体を悪くされて国保に移って重症化されても、国保は保険料のアップにつながることになるので、それ以前の問題でしようということを今申し上げているところです。ですから、職域保険、地域保険の連携強化というものを、データを通じてやりましょうと。KDBシステム

に社保のデータを取り込めるようにしてくれということは今言っているところ
であります。

赤字で書いているのが今の厚労省のコメントですけれども、来年の法改正の
中で医療費の適正化、これを国保の基本目標に盛り込むこととしていると。そ
の中でデータの連携も含めて具体的なものを今検討していくというか、来年の
法改正に向けて取り組んでいきますよという回答を現時点では得ているところ
であります。最終的に厚労省の回答は、8月末には我々のほうに提示されると
聞いております。それを見ながら、例えば、11月の全国大会での要望活動等
に、また皆様のお力をお借りしたいと考えております。これが今厚労省に申し
上げている内容であります。

そういったことを横目で見ながら、2ページ、3ページになりますけれども、
国保連合会のアクションプランの見直しを行っております。(3)の改訂のポ
イントのところを見ていただきますと、拡充したところ、また、新規にアクシ
ョンプランに盛り込むところを、ここに列記させていただいております。

4つの柱でアクションプランを構成しておりますが、1つ目の柱、健康づく
りの拡充・強化の取組につきましては、データ分析センターの機能の拡充。そ
して、そのデータ分析で得られたもの見える化をしていこうではないか、デ
ジタル化をしていこうではないかということも新規に取り組むことにしており
ます。また、3ページ目で、がん対策、がん検診データの一元管理とデータの
分析によるがん予防にも充当していきたい。そして、科学的介護、これにも要
介護にさせない取組というものをこれから充実させていくということを盛り込
んでおります。

2つ目の柱、保険者共通事務の共同化の推進ですけれども、資格確認業務の
受託であるとか、子ども・子育て支援制度の受託、これらの検討と次なる施策
展開というものも、このアクションプランの中に盛り込んでおります。

そして、3つ目の柱の審査業務の充実・高度化への対応ですけれども、これ
からめじろ押しに各システムが改定時期になります。そのシステム改定。高度
化、クラウド化になるということが前提でございますので、我々小規模連合会
に有利になるような、そんな展開を図っていきたいと考えております。

以上が、このアクションプランの中に盛り込んだ主な内容でございます。次
の4ページ、5ページについては、令和3年度の進捗状況を示しておりますが、
計画どおりに順調に進んではいるものの、一つだけ遅れているものがございま
す。これは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございまして、このコ
ロナ禍において、なかなか市町村と共同してポピュレーションアプローチがで
きていない、そこは少し遅れていると判断しているところでございます。本年
度巻き返しを図りたいと思っております。

また、6ページは、本年度の改訂の一覧をつけさせていただいております。
次からは、このアクションプランに新たに設けたもの、また、拡充したものに
ついて具体的にその施策についてご説明をさせていただきたいと思えます。

7ページでございますけれども、これがアクションプランの1つ目の柱、健

康づくりの充実・強化の取組の一つでございます。データ分析のデジタル化の取組ということを新たにやろうとしているものでございます。具体的には、ポンチ絵で説明させていただきたいと思っております。

9ページ、真ん中の下のほう、健康・医療データ分析プラットフォームと書いております。令和2年に分析センターを設け、また、その中に産官学の共同分析会議を設け分析を進めている。その下の右側のほうを見ていただくとその実績を書いておりますが、人工透析であるとか脳卒中であるとかロコモ、生活習慣病、介護、フレイル、また、生涯社会保障というような分析を行い、疾病予備群のリスト作成を行い、そして、保険者の皆さんに資料を提供し、保健事業に活用していただいているというのが今の実態ですけれども、中ほどの丸が左右ございますけれども、まず、右側の丸、医療保険者向け展開ということで、このような予備群のリストなり将来予測なり、そういったものを見える化して、現場で、タブレットで、保健師の方が保健指導できる、ポピュレーションアプローチができる、その場その場で相手によってその資料が替えられる、そんなデジタル化を目指していきたい、これは本年度の下半期でつくり上げていきたいと考えております。

そして、左側ですけれども、これは住民向けということで、来年度、アプリ開発をしたいと考えています。住民の方がスマホで自分の健康状況を知り、将来予測を知り、例えばこのままいくとあと2年で糖尿病になりますよとか、このままいくと人工透析の可能性高くなりますよとか、そういった将来予測をお知らせし、それを防ぐためにどんな行動しましょう、どんな生活をしましょうということをお知らせする、そういったアプリ開発を来年度することにしております。将来的には、中ほどに、もやもやの雲の中に書いておりますけれども、こういった予防・健康づくりのアプリだけではなくて、生活関連の情報、例えば調剤の処方であるとか配食であるとか買物であるとか、そういった生活に密着した情報と一緒にプラットフォームが組めないか。これは多分に民間主導になると思いますが、こういったことを視野に入れてアプリ開発をしていきたいと考えております。今年の9月以降になると思いますが、また、今、皆さんのところに向いて、どんなアプリなら使い便利がいいですかということをお聞きしています。それを踏まえてアプリに反映させていきたいと考えております。ご協力よろしくお願ひしたいと思っております。

11ページ、がん予防への取組でございます。それぞれの市町村、がん検診を今展開されているところでございます。その請求支払データの一元化、県への調査報告、そして、データ分析。パッケージで、今、2市5町から受託しております。目的はがんにさせないということ、疾病予防というのが一番の目的です。現在、鳥大と、県と一緒に、健康対策協議会の場でがん登録された人の分析を行っています。がん登録された人の過去の行動歴、生活習慣であったりレセプトであったり、それをひもづけすることは可能です。がんになった人の過去歴は調査できるのですけれども、がんになっていない人にそれを適用することができない。ですから、今の皆さんが行っていただいているがん検

診、データの一元化をさせていただければ、がんになる前に予防につなげることができると思っております。がんになった方の過去歴を調べることで、そのエビデンスを今の方に照らし合わせてみると早期がんの予防につながるのではないかと、そんな分析を今やっているところです。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

12ページの介護も一緒の話です。要介護認定の原因疾病、これは唯一主治医意見書にしか書いてありません。主治医意見書は紙ベースですから、介護になった方の過去のレセプトや健診のデータとひもづけできないのです。ですから、本年度から、主治医意見書をデータベース化する、データ化することにしております。そして、過去の生活習慣、医療情報等をひもづけして、どうの方がこういう介護になりやすいのかということ进行分析し、介護になる前の方々に照らし合わせて介護予防につなげていく、そんな取組を本年度から本格的に取り組みたいですと思っています。現在、主治医意見書のデータ化に本格的に取り組んだところでございまして、ぜひ皆さんのところもこの取組に参画いただければ、将来的には介護給付費の減につながることもございます。ぜひ取組を強化させていただけたらありがたいと思っております。

続きまして、アクションプランの3つ目の柱、保険者共通事務の共同化の推進の一つでございまして、13ページ、オンライン資格確認等システムの基盤とその変化と書いておりますけれども、オンライン資格確認システムは、昨年の10月から稼働しております。現在、本県では大体60%強の機器の整備率です。各医療機関に全部この機器が備わっているかということ、大体6割強なのです。2023年の4月までには原則全て導入となっております、10分の10国費ですので、これはこれから加速化されるのだろうと思っています。このオンライン資格確認システムに移行すれば、今市町村の皆様方がやっています資格確認業務が全部なくなるかということ、そうではないのです。資格エラーというのが必ず出てきます。資格エラーレセプトというのは、これはマンパワーでせざるを得ない、それを我々のほうでやらせてもらえませんかということです。要はこのオンライン資格確認システムの運用保守をやるのも中央会と我々になるので、そこと一体的に、この資格確認を我々のほうが一元化していくことで、次なる展開というのもスムーズにいくのではないかと考えています。また、市町村の皆様が資格確認業務、どうしても残る資格確認業務を我々に受託させていただき、この業務を円滑に進めたい。中ほどに絵を描いておりますけれども、この資格確認によって、各医療機関で情報を共有することができる。医療機関を替わっても、その人がどの医療機関でどんなデータが出ているのかというのがどの医療機関でも確認できるということ。また、それは、保険者サイドでも確認できる。また、本人も確認できるという特徴がありまして、ぜひこのプラットフォームを活用して、我々としては次の展開、例えば一番下に書いておりますけれども、ポリファーマシーの対策、薬の飲み合わせであるとか、そういった対策を講じるインフラ、データベースとしていきたいと考えているところでございます。

14 ページ、子ども・子育ての支援制度、これは地方分権改革の中で市町村の皆さん方から内閣府のほうに提案をされ、内閣府のほうから中央会、連合会のほうに、受託できますか、できませんかと打診が来しているところです。現在、内閣府、それと中央会、それと首都圏の自治体が共同で調査しています。例えば国保連合会、中央会でどの範囲ならできるのか、どんな中身ならできるのかを、厳密に今調査を積み重ねているところです。我が連合会としても、各市町村を回らせていただきまして、いろいろ実態を把握させていただいております。市町村から出ている意見、(2)に書いておりますけれども、本業務が大きな負担となっていると。業務の共同化による委託に期待するかどうか、どうしても市町村だと人事異動が発生するので、恒常的に専門的にこの業務をやっていたらありがたいとか、加算認定も併せてやってもらわないと意味がないとか、そんな意見をお伺いしているところです。この意見を取りまとめて、我が連合会はこんな範囲、こんな中身でやれますよということを、中央会、内閣府のほうに声を届けていきたいと考えております。

最後、3つ目の柱、審査・支払です。審査業務の充実・高度化の取組ですが、我々国保連合会で持っているシステム、中ほどにシステム更改の一覧表を掲げていますけれども、直近では7システムが令和6年から8年に機器更改になります。この7つのシステムを今、各47国保連合会が、オンプレミスで持っています。これがデジタル庁の施策により、クラウド・バイ・デフォルトの方針によってクラウド化されます。中央会に1拠点化、1集約化されます。そうなってくると、大きくシステムのありようが変化することになります。クラウド化されることのメリットとして、長期10年スパンで見れば、トータルコストは若干下がってきますが、イニシャルは物すごくかかります。特にクラウド化になると、使用するクラウドはAWS、アマゾンウェブサービスになると思っています。となると、今の円安によって、110円時代から136円に今なっていますけれども、それだけでもコストは1.23倍になります。今まで積み上げた減価償却費の積立金だけでは足りない、ですから、足らず前は国の責任で面倒見てねということを、今、力強く国に申し上げているところがあります。このたびお願いした国保総合システムもその一つであります。

また、クラウド化になると一番心配されるのが、自分のところで持っておれば自分のところがそのメンテ費用を支払うのですけれども、クラウド化、一拠点化されると、それぞれの連合会がどんな負担割合の費用を支払うのか。そこも一番大きなところなのです。基本的な考え方をこのたび整理しました。

16 ページ、国保総合システムのクラウド化等を実現するための足らず前は、昨年54億円は国のほうに、皆様のご協力の下国費を確保したところです。あと、残っている費用が、それぞれの連合会でどんな負担になるのかということなのです。大規模は均等割を原則で物を言います。小規模は使った分しか払いません、物を言います。結局、合意に達したのは、従量課金でしょう、自分が使う分は自分が払えばいいのでしょう、大規模が使う分まで小規模は払えませぬよ。そんなことで、費用負担の①、②、③というものを基本事項として取

り決めたとおるところです。基本的には件数割で換算して、どこも同じぐらい使うのは、均等割でも支障はないと基本合意しています。それと、クラウド化としても、クラウド化の中に連合会ごとに引き出しを持つシステムもあります。この国保総合システムもそうなのですけれども、鳥取県の引き出しがあります。連合会によって、引き出しの大きさは違います。引き出しの分はそれぞれの連合会で見てもいいのではないかというような整理をしたところでもあります。このような整理をさせていただき、今、手数料で負担をしているところでも、今の手数を上げないで済むように合意形成を図らせていただいたところでございます。これからこのクラウド化のシステム更改がめじろ押しに入ってきます。ぜひ手数料の増につながらないように、引き続き我々としては頑張っていきたいと思っております。

17ページ、この国保総合システム、本年度、来年度、2か年での開発になります。本年度54億円余の国庫補助獲得、本当にありがとうございました。来年度57億円弱足りないので、ぜひ要望活動をお願いしたい。要望の活動内容は下のほうに四角で書いていますけれども、全国知事会、今月の27、28日に、これは決定されます。全国市長会、6月1日に決定されました。全国町村会、7月7日に決定されました。本当にありがとうございます。また、11月に開催されます国保の全国大会でも、この要望は引き続きしていきます。予算決定時にはまたお願いすることになるかもしれません。引き続きこの要望活動についてご支援をお願いしたいということでもあります。

最後、18ページ、後期高齢者医療広域連合との連携強化についてであります。国保連合会は、国保、介護、後期の審査支払、そして、データ分析をやっているところでもあります。本会の会員を見てもみますと、国保と介護の保険者は会員になっていただいております。ただ、後期については会員になっていただけていないのです。ですから、会員になっていただくことで審査支払のリアルタイムな情報の享受であるとか、保健事業、一体的実施にしても地区単位でやった場合、どうしても75歳という壁があるのです、データの共有にしても。それを取っ払いたい。そういった保健事業のしやすさ、現場における保健事業のしやすさ、それと後期への国保からの人的支援のしやすさを考えると、会員になっていただけて我々の取組を一にさせていただくことでメリットを享受していただければということで、現在、後期広域連合と協議を重ねているところがあります。

一つだけ気になるのは、今、後期とは受委託で業務をやらせていただいております。それが会員になることで一般負担金と手数料ということに変わってきます。そのトータルコストを変えない、もしくは少し下げる、そんな方向で後期広域連合とは協議を重ねている。コストアップにはなりませんということをお大前提として協議を重ねさせていただいているところでございます。

本日は皆様方のご意見を頂戴し、こういった取組を前に進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長 ただいま常務理事からの説明がありました。

何か質問等がありましたら。

では、質疑はないようですので、事務局からの報告は以上とします。

そのほか、会員の皆さんから何かありましたら、よろしくお願ひします。

ないようです。

そのほか、事務局からありましたら、よろしくお願ひします。

どうぞ。

高橋事務局長 お手元のほうに3枚ほどお配りしておるチラシのご案内だけさせていただきますと思います。1枚目が緑の紙。国保制度の全国大会、現在分かっている範囲での情報ではございますが、またいろいろ要望活動等でお世話になることもあろうかと思ひ、ご案内させていただいております。

それから2枚目、白い紙。これにつきましては、鳥取市さんと保険者協議会とで共同でやります。第38回鳥取市民健康ひろば、健康づくりセッション2022 in 鳥取市、9月23日にとりぎん文化会館で行われるもののご案内でございます。

最後にブルーの紙。とっとり・健康寿命延伸フォーラムと題しまして、診療施設協議会と本会が主催いたしますビッグデータ分析と健康づくりセミナー&第13回鳥取県国保地域医療学会のご案内でございます。現在調整中ではございますが、知事さんの講演でありますとか各シンポジウムというような盛りだくさんの内容になっております。10月9日に倉吉未来中心で開催予定でございます。

いずれのイベントにも参加していただきたいということで、ご案内をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただいまの説明について何か質疑等はありませんでしょうか。

では、ないようですので、説明のとおりといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。

会員の皆様のご協力ありがとうございました。これで、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

田淵総務課長 金兒町長様、ありがとうございました。

田淵総務課長 これをもちまして、通常総会を閉会させていただきます。

ご多忙のところありがとうございました。

午前11時20分、閉会を告げる。

閉 会

上記のとおり会議の次第を記録して、それに相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月26日

議 長（智 頭 町 長）

署名会員（北 栄 町 長）

署名会員（日 南 町 長）